

議第 1 5 5 号

呉市地域社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市地域社会教育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市地域社会教育施設条例の一部を改正する条例

呉市地域社会教育施設条例（平成 1 7 年呉市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>（目的及び設置）</p> <p>第 1 条 学校の統合により学校教育の用途としては使用されなくなった校舎，体育館，講堂等について，地域住民の交流施設又はスポーツ施設としての再利用を図り，もって，体育普及，健康増進，コミュニティ，レクリエーション及び研修の場としての地域住民の生涯学習に係る拠点とするため，呉市地域社会教育施設（以下「教育施設」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">西宇土社会教育施設</td> <td style="border: 2px solid black;">呉市倉橋町 4 0 5 5 番地の 5</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">鹿老渡社会教育施設</td> <td style="border: 2px solid black;">呉市倉橋町 1 6 5 3 7 番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">須川社会教育施設</td> <td style="border: 2px solid black;">呉市倉橋町 3 3 0 1 番地の 4</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">研修センター大向</td> <td style="border: 2px solid black;">呉市倉橋町 4 3 7 9 番地の 2</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	西宇土社会教育施設	呉市倉橋町 4 0 5 5 番地の 5	鹿老渡社会教育施設	呉市倉橋町 1 6 5 3 7 番地	略		須川社会教育施設	呉市倉橋町 3 3 0 1 番地の 4	研修センター大向	呉市倉橋町 4 3 7 9 番地の 2	略		<p>（目的及び設置）</p> <p>第 1 条 学校の統合により学校教育の用途としては使用されなくなった校舎，体育館，講堂等について，地域住民の交流施設又はスポーツ施設としての再利用を図り，もって，体育普及，健康増進，コミュニティ，レクリエーション及び研修の場としての地域住民の生涯学習に係る拠点とするため，呉市地域社会教育施設（以下「教育施設」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">鹿老渡社会教育施設</td> <td style="border: 2px solid black;">呉市倉橋町 1 6 5 3 7 番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">須川社会教育施設</td> <td style="border: 2px solid black;">呉市倉橋町 3 3 0 1 番地の 4</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鹿老渡社会教育施設	呉市倉橋町 1 6 5 3 7 番地	略		須川社会教育施設	呉市倉橋町 3 3 0 1 番地の 4	略	
名称	位置																								
西宇土社会教育施設	呉市倉橋町 4 0 5 5 番地の 5																								
鹿老渡社会教育施設	呉市倉橋町 1 6 5 3 7 番地																								
略																									
須川社会教育施設	呉市倉橋町 3 3 0 1 番地の 4																								
研修センター大向	呉市倉橋町 4 3 7 9 番地の 2																								
略																									
名称	位置																								
鹿老渡社会教育施設	呉市倉橋町 1 6 5 3 7 番地																								
略																									
須川社会教育施設	呉市倉橋町 3 3 0 1 番地の 4																								
略																									

付 則

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

西宇土社会教育施設及び研修センター大向を廃止するため，この条例案を提出する。